

シンポジウム

裁判員裁判と 被告人の更生

2016年10月29日(土) 14:30-18:00

弘前大学人文社会科学部棟 4階多目的ホール(文京キャンパス内)



裁判員経験者の声を聴くと、その多くが「被告人の更生への期待」を口にします。そして、裁判が終わってしばらくしても被告人がどうしているかを気にしている裁判員経験者が多くいます。一方で、刑事裁判において、「更生して欲しい」という思いを伝える場面は限られます。また、量刑を判断する際にも、被告人の更生を考慮することには限界があります。

このシンポジウムでは、裁判員裁判を通じて被告人の更生を考えることの意味、そして、一市民として被告人の更生に関わることができるのかを、来場者の皆さんと一緒に考えたいと思います。



【プログラム】(入場無料、事前申込不要)

第1部

『裁判員裁判の可能性と課題』

平野 潔 (弘前大学人文社会科学部)

第2部

『裁判員としてできること、市民としてできること』

五十嵐 弘志 (特定非営利活動法人マザーハウス理事長)、田口 真義 (裁判員経験者)

第3部

『パネルディスカッション』

○コーディネーター：飯 考行 (専修大学法学部)

○パネリスト：五十嵐弘志、田口真義、裁判員経験者、保護観察官など

*本シンポジウムは JSPS 科研費 15K12979 の助成を受けて行われるものです。



主催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター、人文社会科学部、教育学部

問い合わせ先：弘前大学人文社会科学部・平野 潔 TEL&FAX：0172-39-3199 E-mail：k-hirano@hirosaki-u.ac.jp